

[トップページ](#) > [組織からさがす](#) > [経営創造・金融課](#) > 平成29年台風第18号による地域産業振興資金(災害復旧融資)の特別融資の要件緩和について

## 平成29年台風第18号による地域産業振興資金(災害復旧融資)の特別融資の要件緩和について

Tweet

いいね!

掲載日:2017年9月21日更新

平成29年9月21日

平成29年台風第18号により被災した中小企業者の事業復旧費等に係る県制度資金の融資について、下記融資対象者に該当する中小企業者については地域産業振興資金(災害復旧融資)の特別融資の要件を緩和しましたので、お知らせします。

### 記

- 1 資金名 地域産業振興資金(平成29年台風第18号による災害復旧特別融資(特認))
- 2 融資対象者 平成29年台風第18号により被災した者で、その復旧又は、経営の安定を図ろうとする者で、市町村  
が発行する「罹災証明書」又は「被災証明書」を提出する者
- 3 対象経費 上記融資対象者が、復旧又は経営の安定のために必要な資金
- 4 融資条件
  - (1)融資限度額 企業3,500万円、組合7,000万円
  - (2)融資期間 設備資金 10年以内(うち据置1年以内)  
運転資金 10年以内(うち据置1年以内)
  - (3)融資利率 年0.9% (既存の「特別融資」では年1.8%)
  - (4)保証料率 年0.0% (既存の「特別融資」では年0.55%以内)
  - (5)担保等 原則として無保証人(ただし法人は代表者を保証人とする)、必要に応じ  
て担保徴求
  - (6)その他の条件 市町村の証明書(別添)及び、「罹災証明書」又は「被災証明書」が必要
  - (7)取扱金融機関 大分銀行、豊和銀行、大分信用金庫、大分みらい信用金庫、  
日田信用金庫、大分県信用組合、商工中金大分支店
  - (8)申込先 上記取扱金融機関、商工会議所、商工会、中小企業団体中央会(組合  
事業のみ)
- 5 取扱期間 平成29年9月21日～平成30年2月28日
- 6 その他 平成29年9月19日から適用した「特別融資」を利用した中小企業者につ  
いては、今回の「平成29  
年台風第18号による災害復旧特別融資(特認)」へ借り換えも可能

お問い合わせ先  
課・班名 経営創造・金融課 金

融・再生支援班

3225、3226)

担当者 友永・山崎・秦(内線

直通電話 097-506-3226

[市町村証明書 \[Wordファイル/13KB\]](#)

この情報に関するお問い合わせ先はこちらです

[経営創造・金融課](#)

〒870-8501

大分市大手町3丁目1番1号(大分県庁舎本館7階)

金融・再生支援班

Tel:097-506-3226 Fax:097-506-1882